

医療のための マネジメント **通** **信**

第14号



ともに挑む。ともに実る。

MIZUHO みずほ証券

MS法人の活用方法における注意事項

MS法人（メディカルサービス法人）とは、主に医療法人にサービスを提供する会社のことをいいます。MS法人の役割は、例えば、不動産を所有して医療法人に賃貸する、必要な物品の購入をMS法人がとりまとめて行い医療法人に販売する、あるいはMS法人の所有する医療機器や車両などを医療法人にリースするなど多岐にわたります。

また、MS法人は、医療法人ではできない営利事業が可能なので、さまざま活用方法が考えられます。

なお、MS法人の中には、過去に何らかの目的で設立したものの、その目的の効果を検証することのないまま存続させているケースも多く見受けられ、さらには、気づかないうちに多額の税を負担している事例もあります。

本稿では、医療法人とMS法人との取引がある方やこれからMS法人の設立を検討している方に向けて、注意すべきポイントについて解説します。

MS法人の設立目的の一つに所得分散が挙げられます。医療法人の単体運営だと、医療法人で得られる所得は、医療法人にのみ課税されますが、医療法人とMS法人の二つの事業体で運営すると、その所得は医療法人とMS法人に分散されます。さらに、MS法人に親族が役員等として関わることで、親族に対しても役員報酬として、所得が分散されます。

ただし、注意していただきたいのは、このMS法人の設立が多かったのは、消費税がなかった時代のことです。現在は、税率10%の消費税が課税されるため、医療法人とMS法人の取引金額（消費税の課税取引）が多ければ多いほど、グループ一体（医療法人とMS法人）で考えた場合、消費税のロスが発生します。

1. 消費税の仕組み

まず、消費税の仕組みについて解説します。

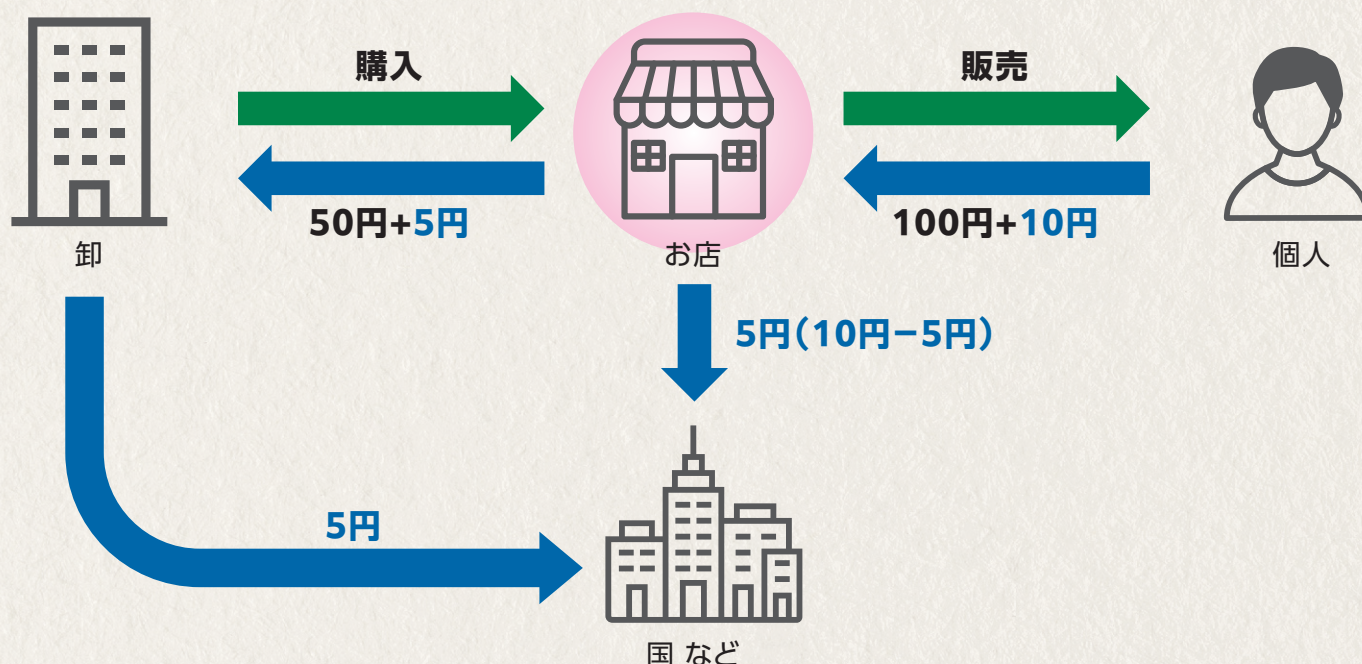
消費税は間接税であり、消費税を負担する人と、納税する人が異なります。

例えば、個人が買い物をする時、商品の代金に消費税を含めてお店に支払い、その消費税はお店が個人に代わって納税します。このように個人が消費税を負担し、お店が納税するため、消費税は間接税といえます。



次は、お店の消費税の取り扱いにフォーカスしたいと思います。

お店は、個人に100円で商品を販売した時、10円の消費税を預かりますが、当該商品を50円で仕入れた際に、5円の消費税を支払っています。10円の消費税を預かり、既に5円の消費税を支払っているの、その差額である5円(10円-5円)が、お店が国等に納付する税額になります。個人が負担した10円の消費税は、お店が5円、卸が5円、間接的に国等に納付することになります。



次に、医療法人の場合をみてみましょう。

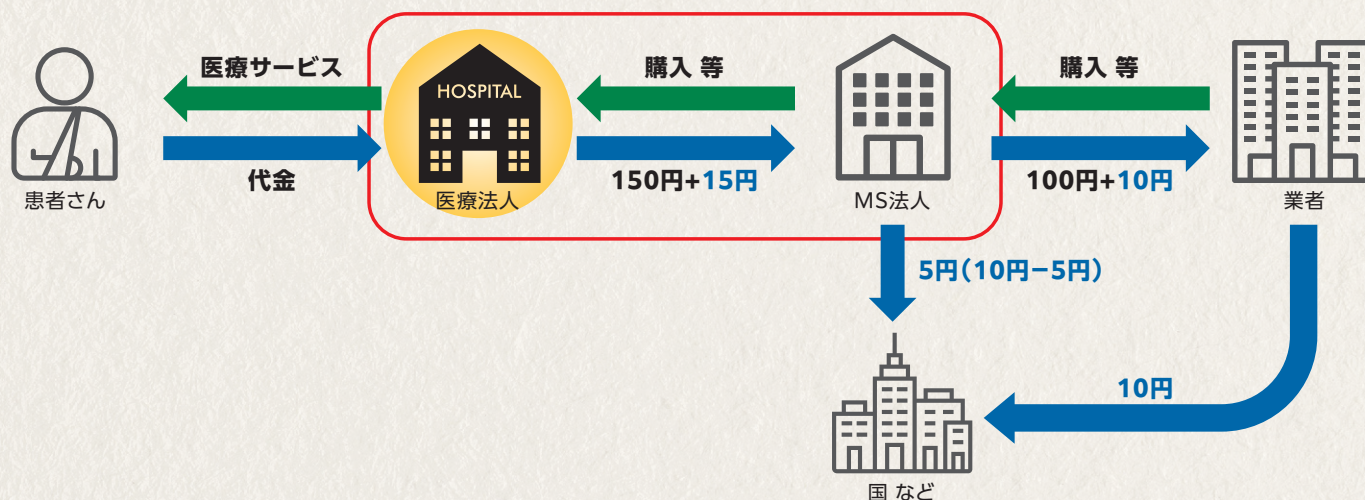
医療法人が業者から薬品を仕入れたり、家賃を支払ったり、リースをした時に、その代金に消費税を含めて支払うことになります。

一方、医療法人は患者さんに医療サービスを提供しますが、その医療サービスのほとんどは消費税が非課税(説明上、ここではすべて非課税とします。)です。つまり、患者さんから消費税を預かることがないので、業者に支払った10円が医療法人の負担となります。



では、医療法人がMS法人を経由して取引をする場合はどうなるでしょうか？

MS法人は業者から商品の代金として100円とその消費税10円を支払います。そして、その商品に50円の利益を乗せて、医療法人に150円で売却したとします。医療法人は15円の消費税を含めMS法人に支払うこととなりますが、この15円の消費税は、業者を通じて国等に10円が納税され、MS法人を通じて5円が納税されることとなります。



つまり、医療法人とMS法人との間で、利益を乗せて取引（消費税の課税取引）が行われることで、その利益部分に対する消費税5円が余分に発生していることとなります。一つ前の例と比較していただきたいのですが、MS法人を経由しなければ、医療法人の消費税の負担は10円だったものが、MS法人を経由することで、医療法人の消費税の負担が15円となってしまいます。

医療法人との取引しか行っていないMS法人を例にとると、MS法人と医療法人との取引を解消できれば、MS法人が負担している消費税は負担する必要がなくなります。まずは一度、MS法人の消費税の申告書をご確認いただき、どの程度の額を負担しているのか、確認してみると良いでしょう。

2. 解決方法

医療法人とMS法人との取引（消費税の課税取引）が消費税のロスにつながるため、この取引（消費税の課税取引）を減らす、あるいはなくせないかの検討が必要です。例えば、物販やリースなどは、MS法人を経由させず、医療法人が業者と直接取引するようにします。また、MS法人が所有する建物を医療法人が賃借している場合には、その建物を医療法人が買い取るなどが考えられます。医療法人がMS法人から建物を買い取る場合、不動産取得税や、登録免許税の税負担のほか、売買代金に対して10%の消費税が課税されることになります。そのため、建物の買い取りによる方法を選択する場合には、このようなイニシャルコストも考慮しながら、判断いただく必要があります。

毎年の消費税のロスが軽減されるため、その分は毎年の利益の増加につながり、長期的にみれば買い取りが有利ではあるものの、相応のイニシャルコストが発生するので、シミュレーションはしっかりとしておく必要があります。

買い取りが困難であれば、現行の家賃を引き下げられないかも検討してみてください。なお、土地の賃貸借は、消費税は非課税ですので、医療法人とMS法人との間で土地の賃貸借取引を行っても、消費税のロスは生じません。したがって、医療法人がMS法人から買い取るのは建物のみとし、土地まで含める必要はないと考えられます（消費税のロスの解消だけ考えた場合）。

また、MS法人が役割を終えているのであれば、解散させるケースもあります。

3. 事業税の負担

医療法人の所得のうち、社会保険診療収入等に係る部分の所得は、事業税が非課税です。一方、MS法人の所得には事業税が課税されるので、医療法人からMS法人に所得分散が図られることは、事業税が非課税となる所得から、事業税が課税される所得に移行することを意味します。このため、医療法人とMS法人を含めたグループ全体で考えると、事業税の負担が増加することになります。

4. MS法人の株式の承継

当初からMS法人を設立し、所得分散を図っている場合、MS法人の純資産が厚くなり、株式の評価が高くなりすぎている法人も多々見受けられます。このような場合、医療法人の出資持分の承継と合わせて、MS法人の株式の承継も検討する必要があります。

ここでは、いくつかの事例を紹介します。

事例① 認定医療法人制度と事業承継税制の合わせ技

医療法人の出資持分に関しては、認定医療法人制度を活用し、出資持分を放棄することで、将来における相続税の問題をなくすことができます。MS法人においても、事業承継税制を活用することで、MS法人の株式の承継に係る課税の問題もなくすことができます。いずれの制度も要件がありますが、税負担が大幅に軽減されるため、これらの優遇税制が活用できるか検討してみてください。

また、医療法人において認定医療法人制度を活用し持分なしの医療法人に移行した場合、医療法人の承継に対する相続税の問題はなくなります。しかしながら、MS法人において事業承継税制を活用したとしても、相続税の負担が一回分免れるだけで、さらに次の代への承継に関する相続税の問題は残ります。よって、MS法人に所得を分散させずに、持分のない医療法人で財産を蓄積することが、将来の承継を考えると有利になると考えられます。

事例② 医療法人は医師である子に、MS法人は医師でない子に承継

理事長のお子さまに、医師である方とそうでない方がいる場合、理事長の想いとして、できるだけ公平に財産を残したいというのはよくある話です。医師である子には医療法人を継がせ、医師でない子には、収入源が確保できるようMS法人を継がせたい。財産的にも公平であり、親としての想いも理解できますが、トラブルになるケースもあります。MS法人の所得の源泉が、医療法人の所得であれば、医師である子の働きにより得た所得なわけです。例えば地代家賃として、MS法人に所得が分散されれば、医師でない子は、MS法人を通じて苦勞することなく所得が得られることとなります。また、医療法人は業績が悪い時においても、安定的に地代家賃を払わなければならないため、医師である子の不満がより顕在化しやすくなります。

事例③ MS法人の役割を確認

医療法人のオーナーには、MS法人を複数設立している人もいます。10社を超えるMS法人を保有するオーナーもいます。その中には、機能しているMS法人もあれば、機能していないMS法人もあります。特に複数のMS法人を持つ場合、一部が赤字で、一部は黒字であるとする、黒字のMS法人の所得に法人税等が課税されるため、これも法人税等のロスにつながるようになります。

また、債務超過であるMS法人と資産超過であるMS法人がある場合、合併等することで、財産額の圧縮を図ることもできます。

つまり、MS法人を一社に統合することができれば、赤字と黒字、あるいは債務超過と資産超過を相殺することで、所得や財産が圧縮されます。MS法人の役割を確認し、整理できる部分があれば、整理した方が経営上も好ましいでしょう。

5. MS法人の役割について

MS法人の最大のメリットは、営利事業を行えることです。MS法人が医療法人に対して営利事業を行うと、消費税や事業税等のロスという問題が発生しますが、そのロスを超えるリターンが期待できる場合や、対外的に営利活動を行うことで、ニューマネーが生まれる場合などは、MS法人の有効な活用手段です。MS法人の役割を改めて見直す機会になれば幸いです。

(ご留意事項)

- 本資料は、医業経営・医療制度・医業承継およびその他医療関連のトピックス等について十分な知見を持っているとみずほ証券(以下当社)が判断した第三者・機関に執筆依頼のうえ、当該トピックス等の紹介や解説およびその効果等に関する説明等を目的に作成されたものです。したがって、当社は明示・黙示を問わず内容の正確性・完全性およびお客さまへの適合性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、作成時点の法令に基づくものであり、将来、法令・制度の改正および解釈の変更がなされる可能性もあることにご留意ください。なお、執筆者・執筆元はみずほ証券の関連会社ではありません。
- 本資料は、お客さまへの情報提供を目的としたものであり、金融商品の取引を勧誘・推奨するものではありません。また、執筆者・執筆元のサービス等の広告・宣伝および勧誘・推奨を当社が行うものではありません。
- 当社は、本資料の具体的な内容についてのご質問等にお答えすることはできません。また、当社からの執筆者・執筆元に対するお取り次ぎ等もできません。
- 本資料に記載されるサービス等を実際にご検討の際には、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務や法解釈の動向およびお客さまの個別の状況等に十分ご留意いただき、必要に応じて、所轄の税務署や弁護士・公認会計士等の専門家などにご相談のうえ、お客さまご自身の責任・判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。
- 本資料に記載される内容の複製ならびに第三者への提供は、ご遠慮ください。

作成年月日:令和7年2月25日

監修:税理士法人日本経営 代表社員税理士 大坪洋一